**わたしたちの行動**2015/10/01

理事長　安藤博

本日、年度の折り返し点に至り、後半に入ります。前半は、退任した団体役員のあと

を埋めて新しい体制を整えることなど内向きのことに追われ、行動らしい行動が出来ず

に終わりました。冬を迎えて被災地福島が雪に覆われていく前に、福島原発行動隊

(SVCF)の設立目的に基づき早々に行動にかからねばなりません。
大震災から4年余を経た現地の状況変化に対応して取り組むべき「わたしたちの

行動」につき、院内集会等でお聴きしたご意見をもとに、以下の通りの計画を立てまし

た。

　「計画」は、SVCF規約で定められた「本来の事業」から外れた「周辺事業」とされて

いたことと重なる部分もあります。しかし、規約を“解釈改憲”してなし崩しに“なんでも

あり”に踏む込むことを企むものではありません。単に被災者に対する同情や、「頼ま

れることなら何でも」というものでもありません。あくまで、「団体設立の主旨に即して目

標実現に向け邁進する」という考えで立案されたものです。

今にも再度の暴発が起きるという危機感のなかで団体が発足した当初に言われて

いたのは「スパナ一本持って福島第一原発（F1）建屋に飛び込む！」でした。「シニア

の経験・知識を活かし、身体を張って若年者の被曝を軽減する」という“老人特攻隊”

の心意気示す言葉です。 これはわたしたちの原点であり、行動の出発点であることに

いまも変わりはありません。
わたしたちは、直接の事故収束事業に当たらないでいるときででも、「いつ何時起き

るかもしれない事故」に常に備えていなければなりません。“平時”においても事故発

生時に行動できるような心身の備えと人材の養成をしておくということです。それは、現

在の隊員である私たち自身にとって必要な行動であるとともに、「少なくとも40年」とさ

れている廃炉に向けた長期の事故収束事業のための新たな人材の養成に資する行

動です。
わたしたちの行動目標は、SVCF定款で「事業」として列記されています（注）。この

目標にかなうものとして、これまで以下の活動を行って来ました―

1. 「原発事故収束事業の国家プロジェクト化」について国会、内閣への申し入れを行う
2. 「国家プロジェクト化」実現のため、月例の院内集会で政界との関係を深めていく
3. それらを通じてシニアが事故収束に当たる途を開く

SVCF発足の初志貫徹を目指して、これらの活動に今後も力を入れていきます。

以下の「計画」は、SVCFの行動目標を踏まえて差し当たり現SVCFメンバーの「原

発事故収束の技術・技能を高める事業」（定款「事業」（６））を中心に考えられた2015年度後半の福島での行動です。

【行動計画】

1. 福島第一原発（F1）視察(2011年７月に当時の山田理事長ら5人が行った視察に続くこととして東京電力に申し入れる)。
2. 大熊町等F1直近の「帰還困難区域」で、避難者の留守宅保全等の作業を支援す

る。併せて線量測定のトレーニング等を行う（F1直近の地域に立ち入って行動するためにどのような手順を踏まねばならないか、除染によって生じた汚染物がどのように“保管”されているか等、被災地の現況をつぶさに知る）。

3　福島集会「わたしたちの行動」開催（SVCFは院内集会などで国会議員などにはかなり知られるようになったにもかかわらず、肝心な福島現地ではあまり知られていない。多数の福島県民が避難生活を送っている郡山市やいわき市の仮設住宅集会所などで、SVCFのキャンペーンを行う）。

1. 同講習会「誰でも出来る放射能測定」開催（SVCFがこれまでに行ってきたモニタリングの実績を踏まえて、帰還を目指す被災者等のため、空き家になっている自宅の線量測定等を実地指導する）。

注　　＜福島原発行動隊＞定款：「事業」
第５条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 原発事故収束のために計画的、継続的、全面的かつ総合的に展開する事
(2) 原発事故収束に自発的に参加する国民意識の涵養を図る事
(3) 原発事故収束への自発的参加を促す事業
(4) 原発事故収束への自発的参加者を募集する事業
(5) 原発事故収束の作業の参加者の健康・安全を管理する事業
(6) 原発事故収束の技術・技能を高める事業
(7) 原発事故再発防止を図る事業
(8) 原発事故処理を通じて放射能による自然環境汚染を早急に収束させる事業
(9) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

２ 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。